



鳥取県公報

令和4年3月31日（木）
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金の一部改正（142）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（143）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 2
	令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量 （144）（水産課）・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（145）（畜産試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （146）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	道路の占用を制限する区域の指定（147）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県立大山駐車場の利用料金（148）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止に関する指示（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	令和4年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量（2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第142号

令和元年鳥取県告示第265号（鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき令和4年3月18日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>1 利用料金</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 投てき場</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">利用区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生等</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>一般人</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(7) 設備利用料等</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>人工芝</td> <td>1枚1日1回につき</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>アーチェリーの</td> <td>1台1日1回につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2 略</p>	利用区分	単位	金額	学生等	1時間につき	500円	一般人	1時間につき	700円	名称	単位	金額	略			人工芝	1枚1日1回につき	100円	アーチェリーの	1台1日1回につき	300円	略			<p>1 利用料金</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 設備利用料等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>人工芝</td> <td>1枚1日1回につき</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p>	名称	単位	金額	略			人工芝	1枚1日1回につき	100円	略		
利用区分	単位	金額																																			
学生等	1時間につき	500円																																			
一般人	1時間につき	700円																																			
名称	単位	金額																																			
略																																					
人工芝	1枚1日1回につき	100円																																			
アーチェリーの	1台1日1回につき	300円																																			
略																																					
名称	単位	金額																																			
略																																					
人工芝	1枚1日1回につき	100円																																			
略																																					

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構
- 2 変更する旨の届出があった事項

構造適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前	変更後	変更年月日
構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10-16 T B T C名古屋構造センター 愛知県名古屋市中区錦三丁目7-9 T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17-15 T B T C中国構造センター 広島県広島市中区銀山町3-1	構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10-16 T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17-15	令和3年6月1日 (廃止) 令和4年4月1日 (廃止)

鳥取県告示第144号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

鳥取県告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

- 1 委託の相手
公益社団法人全国和牛登録協会
- 2 委託期間
令和4年2月2日から同年3月31日まで

鳥取県告示第146号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 令和2年鳥取県告示第215号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)及び令和3年鳥取県告示第566号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 令和2年鳥取県告示第215号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～6 略</p>

鳥取県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	179号	東伯郡湯梨浜町大字田後字二ノ大河下538-5地先から同町はわい長瀬字下村後1615-1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)(4の期日前に占用の許可を受けた電柱等の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害発生時の緊急輸送網として機能する道路について、通行に支障が生じることを防止することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年4月1日

鳥取県告示第148号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取県条例第69号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、令和4年4月1日

から施行する。

平成29年鳥取県告示第176号（鳥取県立大山駐車場の利用料金について）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 大山国立公園駐車場

ア 大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大山スキー場の営業を終了する日までの期間

区 分		単 位	金 額
乗用車	午後2時までに入場の場合	1台1日につき	1,000円
	午後2時から午後5時までに入場の場合	1台1日につき	700円
	午後5時以降に入場の場合	1台1日につき	500円
大型バス		1台1日につき	2,400円
マイクロバス		1台1日につき	1,800円
二輪車		1台1日につき	100円

備考：2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。

イ ア以外の期間

無料

(2) 大山屋内駐車場

区 分		単 位	金 額	
乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下「日曜日等」という。））	1日利用の場合	1台1日につき	1,500円	
	2日以上継続して利用する場合	1日目	1台1日につき	1,500円
		2日目以降	1台1日につき	1,000円
乗用車（日曜日等以外の日）		1台1日につき	1,000円（2日目以降も同額）	

備考：年末年始は、12月29日～1月3日までの期間とする。

(3) 大山隠岐国立公園上楨原駐車場

無料

2 承認年月日

令和4年3月17日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

令和4年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

令和4年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

令和4年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	748千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	104千268尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系 に係る河川	あゆ	〃	150千尾
			溪流魚	〃	63千尾
内共第3号	日野川水系漁業協同 組合	日野川水系 に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	48千尾
				産卵床の造成	1,200平方メートル
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	〃	50千尾
				産卵床の造成	3箇所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）及びいわなの合計を指す。